

カドミウムに係る論点整理（案）

1 カドミウムの対策の基本的なあり方について

○ カドミウムの対策の基本的なあり方について

行政上の政策目標である環境基準（健康項目）が見直されたことを踏まえ、排水規制及び地下浸透規制について見直すべき。

2 排水規制について

(1) 新たな環境基準の達成・維持を図る上で、妥当な排水基準のレベルはどうあるべきか。

これまでの排水基準の設定のあり方と同様、環境基準の 10 倍としたい。

なお、公共用水域での検出状況は、過去 5 年のデータでは、見直し後の環境基準値を 10 地点前後で超過している。

また、カドミウムに適用される排水処理技術は、排水基準が見直された場合にあっても、見直し後の環境基準の達成・維持を図る上で妥当な排水処理が維持されると考えられる。

(2) 暫定排水基準の設定の検討が必要な業種はあるか。

排水基準については、一律基準で規制することが原則である。

一方、カドミウムは、天然には亜鉛に伴われて産出し、坑廃水や亜鉛地金、小型家電リサイクル原料等に含有するため、工業分野においては、金属鋳業、非鉄金属一次・二次精錬・精製業、溶融亜鉛鍍金業の業界団体から意見陳述希望があり、前回(第 13 回)当専門委員会にて排水基準強化への対応策及び対応期間についてヒアリングを行った。

また、カドミウムは海水から生体内に取り込まれるため、水産食料品製造業については、自治体及び関係省庁を通じて情報収集を行っている。

3 地下水にかかる基準について

(1) 地下浸透基準については、現行の 0.001mg/L でよいか。

これまでの浸透基準の設定方法を鑑みると、現行の公定法に含まれる検定方法の中で、最も定量下限の高いものを浸透基準とすることが適当である。したがって、カドミウムの地下浸透基準については、現行の 0.001mg/L のままとしたい。

(2) 浄化基準については、環境基準と同じ値とすることでよいか。

地下水の環境基準（人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準）が設定されている既存の有害物質に係る浄化基準については、環境基準と同じ値に設定されている。これと同様に、カドミウムに係る浄化基準についても、環境基準と同じ値とすることとしたい。

4 その他

○ 地下浸透基準のあり方について

水質汚濁防止法の改正により地下水汚染対策に関する規制の枠組が大きく変化したことも踏まえ、「有害物質が検出されないこと」とされている地下水浸透基準について、今後、その妥当性を検証していくべきではないか。